

発議第5号

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年9月25日提出

志摩市議会議長 中村孝司 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 井上幹夫

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」 を求める意見書

「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の違い、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえています。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

厚生労働省の「国民生活基本調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子どもの9人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の8.6%を大きく上回っており、より厳しい経済状況にあることがわかります。

さらに、円安等を要因とする物価高、そのことによる実質賃金の低下がつづき、家計への負担増大がつづいているなか、家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生むことのないように、子どもたちの就学を支援するため、今後も就学援助事業を推進する必要があります。

志摩市では、今年度、就学援助を受けている児童生徒の割合が、小学校で14.93%（約7人に1人）、中学校で16.28%（約6人に1人）となっており、国の基準に基づき、市から就学援助を支給しています。

国により、今後すすめられる児童手当の拡充等の子ども関連施策とともに、物価高騰の中、さらなる就学支援のために、就学援助の国の基準の引き上げと、市の財源確保のために国からの財政支援を強く望みます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度のさらなる拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月25日

志摩市議会議長 中村 孝司

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様
厚生労働大臣 様
内閣府特命担当大臣 様